

(写し)

府監第 1 1 7 8 号  
平成 20 年 5 月 22 日

請求人 様

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	大島	章
同	中村	哲之助
同	磯部	洋

#### 住民監査請求について（通知）

平成 20 年 4 月 24 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

#### 記

##### 第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

##### 『1 請求の趣旨

大阪府が運営する大阪府立上方演芸資料館は YES NAMBA ビル（大阪府中央区難波千日前 12 番 7 号）の 4 階から 7 階を、このビルの所有者である吉本興業株式会社に大阪府が賃借している。

この建物賃貸借契約に請求人は疑問を感じている。

YES NAMBA ビルはこれも吉本興業株式会社が経営するなんばグランド花月の前にある。

大阪府立上方演芸資料館は、なんばグランド花月の集客に寄与しているのではないか？

つまり大阪府が吉本興業株式会社に利益供与してる形にならないか？

しかも賃借料は莫大で自治体が一企業を優遇するのは不公平で不当である。

よって、橋下徹大阪府知事に対し、平成8年10月1日から平成20年3月31日までの賃借料3,504,350,364円を吉本興業株式会社が大阪府に返還させるよう求めます。

## 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める理由

個別外部監査のほうが請求人に良い結果が出るという思惑があるため。地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。』

## 第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

### 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項による監査請求は、同条第2項により、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内に提出しなければならないものであり、本件においては、賃貸借契約の締結ないし賃借料の支出のあった日から1年以内に監査請求を提出しなければならないものと考えられる。

本件監査請求が平成20年4月24日に提出されたものであることから、平成19年4月23日以前に建物賃貸借契約の締結ないし賃借料の支出が行われていたものについては、当該期間を徒過しているものである。

さらに、法第242条第2項ただし書は、「正当な理由」があるときは当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても監査請求をすることができるとしているが、理由が示されていないため、この「正当な理由」は認められない。

### 2 法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査

委員に請求する権能を認めたものである。

- 3 本件監査請求のうち、平成 19 年 4 月 24 日から平成 20 年 3 月 31 日までの建物賃貸借契約の締結ないし賃借料の支出が行われていたものについてみると、請求人は、大阪府立上方演芸資料館に係る建物賃貸借契約について、賃借している YES・NAMBA ビルが契約の相手方である吉本興業株式会社の経営するなんばグランド花月の前にあることから、なんばグランド花月の集客に寄与することになり、大阪府は吉本興業株式会社に利益供与しており、また賃借料が莫大で、大阪府が一企業を優遇するのは不公平で不当であると主張している。

前記法第 242 条第 1 項の規定の趣旨に照らすと、住民監査請求においては、個別に財務会計行為を特定するだけではならず、当該財務会計行為の違法性について具体的に摘示されている必要がある。(平成 2 年 6 月 5 日最高裁第三小法廷判決(平成元年(行ツ)第 68 号)及び平成 16 年 11 月 25 日最高裁第一小法廷判決(平成 12 年(行ヒ)第 292 号))

しかしながら、本件請求の内容は、大阪府が吉本興業株式会社に利益供与し賃借料も莫大で一企業を優遇しているという主張のみで、その根拠としても、当該建物賃貸借契約書を示すのみであって、極めて漠然としており、法第 242 条が住民監査請求の要件として求める財務会計上の違法・不当な事由が、個別・具体的に摘示されているものとは認めることができない。

### 第 3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、平成 19 年 4 月 23 日以前の建物賃貸借契約の締結ないし支出に係る部分は、法第 242 条第 2 項に規定する期間を徒過し、かつ正当な理由も認められないものであり、さらに、平成 19 年 4 月 24 日から平成 20 年 3 月 31 日までの建物賃貸借契約の締結ないし支出に係る部分は、請求の対象とする財務会計行為等の違法性あるいは不当性について、その根拠が個別・具体的に摘示されていないものであると判断する。

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条第 1 項若しくは第 2 項の要件を満たしていない請求であるから却下する。